

## 「あわら市プレミアム付商品券」 取扱店登録申込書（新規登録者用）

当事業所は、「あわら市プレミアム付商品券発行事業」に同意し、取扱事業所として登録を申し込みいたします。

記

申 込 日      令和6年    月    日

ふりがな  
事業所名      \_\_\_\_\_

ふりがな  
代表者氏名    \_\_\_\_\_

業            種      **※下記より1つ選択してください**

- 飲食店    食料品・酒    生活用品・薬    衣料・雑貨・靴  
 菓子    家具・家電    書籍・文具・新聞    クリーニング  
 理美容・化粧品・エステ等    印刷・写真    ギフト・お土産  
 自動車・自転車    燃料・ガソリン    タクシー・バス・運転代行  
 旅行業    宿泊施設    医療機関    その他

事業所住所      あわら市 \_\_\_\_\_

TEL      \_\_\_\_\_

FAX      \_\_\_\_\_

ご担当者名      \_\_\_\_\_

本申込書の提出のほかに、こちらのURL (<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/4t8ru8kp>) やQRコードからの申し込みも可能です。

※別紙「あわら市プレミアム付商品券発行事業」参加店募集概要を必ずご確認の上、お申し込みください。

こちらから申込みできます

**【募集締切】 随時受付中！！**

※締切後も随時報告に対し、市HPで掲載予定です。

【申 込 先】 あわら市役所（商工労働課）

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号

TEL 0776-73-8030 FAX 0776-73-1350



## 注意事項

### 1. 商品券の取扱における厳守事項

- ① 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- ② 商品券を現金化することは不可とする。
- ③ 商品券額面に利用が満たない場合、釣銭を出すことは不可とする。
- ④ 不足分は現金等で受け取ることにする。
- ⑤ 利用期間を過ぎた商品券の受取は不可とする。
- ⑥ 商品券の紛失及び盗難に対し、あわら市及びあわら市商工会はその責を負わない。

### 2. 商品券の利用対象にならないもの

- ① 不動産又は金融商品
- ② たばこ、あわら市指定ごみ袋
- ③ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）
- ⑤ 国税、地方税、使用料その他の公租公課

### 3. 取扱店の参加資格

商品券取扱店（以下、「取扱店」という。）の参加資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者とする。

- ① あわら市内に店舗、事業所等を有する者
- ② あわら市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者
- ③ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っていない者（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く。）
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる営業や公序良俗に反する営業を行っていない者

上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、取扱店としない。

- ・ 法人及び役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ・ 上記〔2. 商品券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

### 4. 取扱店の責務等

- ① 商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、あわら市が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ② 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市まで報告すること。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取扱う全ての係員に周知すること。
- ③ 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- ④ 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- ⑤ 商品券の使用期間中（令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 10 月 31 日（木））は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は不可とする。
- ⑥ 業務上知り得た個人情報等は厳重に管理すること。当事業終了後においても同様とする。